

**石川県認定こども園設置認可・認定 Q&A集【第四版】**

【認可・認定の基準】 .....	1
①施設の設置階などについて.....	1
②調理員の配置について.....	2
【施設の運営】 .....	2
①保育時間・開所時間について.....	2
②学級編成について.....	2
③認定こども園の名称について.....	3
【申請書への記載など】 .....	3
①提出に必要な書類について.....	3
②職員名簿について.....	3
③園則について.....	3
④事業計画について.....	4
⑤保育計画、指導計画等について.....	4
⑥認定こども園の名称について.....	4
⑦登記簿謄本等について.....	4
⑧書類の様式について.....	5
【その他】 .....	5
①学校法人の寄附行為の変更について.....	5
②今後のスケジュールについて.....	5
③認可定員と利用定員について.....	5
④施設が新設もしくは改築中の場合について.....	6

**【認可・認定の基準】**

**①施設の設置階などについて**

Q. 保育室等を設置する階について

幼保連携型認定こども園において、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所（以下、保育室等という。）は1階に設置するのが原則であります。現在、保育所である施設が保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合には、準耐火建築物であれば2階にも設置できると聞きましたが、設置は可能ですか。

A. 当分の間、一定条件を満たせば、準耐火建築物であっても2階に保育室等を設置することは可能です。

（この場合必要な基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第11条第3項を参照のこと）

## ②調理員の配置について

Q. 幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、調理業務のすべてを外部委託する場合、調理員の配置を要しないとされていますが、幼稚園型認定こども園でも同様と考えてよいですか。

A. お見込みのとおりです。

Q. 自園調理により食事を提供する子どもの数が少なく、非常勤の調理員で十分対応可能な場合、常勤ではなく、非常勤の調理員を配置してもよいですか。

A. 自園調理により食事を提供する子どもの数が40人以下の場合、常勤の調理員を1名配置する必要があります。

## 【施設の運営】

### ①保育時間・開所時間について

Q. 「保育時間は1日につき8時間を原則」とありますが、11時間ではなく、8時間もよいのですか。

A. 1日に最低8時間（保育短時間認定の場合の最長保育時間）は保育できる体制を確保してください、という趣旨です。

なお、実際の開所時間については、利用する保護者の就労時間や希望等に応じて、適切に定めてください。

Q. 11時間まで開所する場合、職員配置基準上で必要な職員を、常に配置する必要がありますか。

A. 職員配置基準上の必要となる人数は、常勤換算値として必要な数値であり、開所している間、常にそれらの職員数が必要であるということではありません。例えば、常勤の勤務時間が8時間である場合、8時間を超える時間帯については、実際に残っている子どもの人数について必要な職員を配置していただければ結構です。ただし、その場合でも職員の数は2人を下回ることはできません。

### ②学級編成について

Q. 1つの学級に1号認定こどもと2号認定こどもを混合させてもよいですか。

A. 教育時間における学級編成については、基本的に1号と2号を区別せず一体的に行っていただければ結構です。

Q. 子どもの数が少ない場合に、3歳～5歳児で1つの学級として（異年齢学級として）編成してもよいですか。

A. 原則、年齢別に学級を編成することとされていますが、利用する子どもが少ない場合等、年齢別の学級編成が難しい場合は、個別に相談のうえ判断をさせていただきます。

### ③認定こども園の名称について

Q. 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合、現在の名称を使用して差し支えないですか。

A. 「保育所」、「保育園」については移行後も使用して差し支えありません。「幼稚園」については、既存の幼稚園が、当該幼稚園の名称中に「幼稚園」という文字を用いている場合のみ、幼保連携型認定こども園に移行しても「幼稚園」という名称を使用することができます。

いずれにおいても、利用者に紛らわしくないよう、認定こども園である旨が分かりやすい名前とすることが望ましいです。

### 【申請書への記載など】

#### ①提出に必要な書類について

Q. 幼稚園型（保育所型）認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の申請書類を省略することはできないのですか。これまで認定こども園として、毎年施設の変更があった場合は報告しています。また、保育機能施設部分についても、毎年職員数等について書類を提出しています。同じものを再度提出しなければならないのですか。

A. 提出は必要です。幼保連携型認定こども園の認可は、保育所、幼稚園等とは別の施設を開設するための手続きであり、毎年の運営状況の報告等とは異なるものですので、ご理解をお願いします。

#### ②職員名簿について

Q. 申請書の提出締切（予定）である10月末時点では、職員の採用が未定の場合もあります。その場合に、職員名簿等にはどのように記載すればよいですか。

A. まだ採用等の見通しの立たない職員については、採用予定として仮に記載していただいて差し支えありませんが、後日、実際の採用状況を確認させていただきます。

Q. 嘱託の学校医や学校歯科医、学校薬剤師等は、申請書を提出するときには委嘱が決定していない場合がありますがどのようにしたらよいですか。

A. 未定の場合は、現在委嘱している職員を記載するか、今後委嘱予定ということであれば就任予定者の名前を記載していただければ結構です。

#### ③園則について

Q. 園則には何を定める必要がありますか。

A. 園則に定めるべき内容については認定こども園法施行規則第16条で定められています。

(1)学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

(2)保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

- (3)保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- (4)利用定員及び職員組織に関する事項
- (5)入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- (6)保育料その他の費用徴収に関する事項
- (7)その他施設の管理についての重要事項

Q. 法人によっては園則の作成を理事会等に諮る必要がありますが、設置認可申請書の提出期限までに間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A. 理事会等に諮る前の案の状態でご提出いただいで差し支えありません。

#### ④事業計画について

Q. 事業計画書2か年分というのは、何か様式を示しているのですか。

A. 特に様式はお示ししていません。各法人の理事会等で事業報告をしているものなどを基に作成してください。また、各施設で作成している既存のものを提出していただいても構いません。

#### ⑤保育計画、指導計画等について

Q. 指導計画や保育計画について、設置認可申請書提出期限までに作成が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A. 案の状態が良いので提出をお願いします。もしくは、既存の計画を添付していただいても差し支えありません。

Q. 指導計画には年次、月次、日別がありますが、それぞれどの程度提出が必要ですか。

A. 毎年、毎月、毎日分を全て出していただく必要はありません。年次、月次、日別について最低限それぞれ1回分の提出をいただければ結構です。ただし、各年齢ごとに作成しているものを確認したいので、全年齢分の提出をお願いします。

#### ⑥認定こども園の名称について

Q. 幼保連携型認定こども園になる際に名称を変更しようとする場合に、まだ理事会で審議中の場合などで、名称がはっきりとしていない場合は、設置認可申請時はどのようにしたらよいですか。

A. 名称が確定していない場合は、仮称で提出してください。その後、正式な名称が決定次第、設置認可前であれば、設置認可申請書の差し替えを、設置認可後であれば、認可事項の変更届を提出してください。

#### ⑦登記簿謄本等について

Q. 登記簿謄本はいつまでに入手したものなら提出が可能ですか。

A. 申請書提出前3か月以内に入手したものを提出してください。

#### ⑧書類の様式について

Q. 職員配置の様式はエクセルのデータで提供してもらえないのですか。

A. 県のホームページでエクセルの様式をお示ししているので、使用してください。

URL:<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/ninnteikodomoenn/ninnteikodomoen.html>

#### ⑨選考方法について

Q. 設置認可・認定に必要な書類に入園児童の「選考方法」とありますが、具体的にどのようなものを提出することになりますか。

A. 各施設の状況に応じて、以下のように対応してください。

①申請時において既に、「選考方法」を園則や内規、募集要領等において定めている場合には、その規定等を提出してください。

②申請時において「選考方法」を定めていない場合は、「選考方法」の内容をまとめた書類を提出してください。

#### 【その他】

##### ①学校法人の寄附行為の変更について

Q. 認定こども園に移行する際、学校法人の寄附行為の変更は必要ですか。また寄附行為変更に係る手続きのスケジュールを教えてください。

A. 幼保連携型については、寄附行為の「設置する学校」の部分等について変更が必要となります。幼稚園型については、「設置する学校」の部分の変更は不要ですが、認可外保育施設を設置する場合には附帯事業としてその記載が必要となります。

寄附行為の変更は認可・認定後に県総務課にご提出ください。

##### ②今後のスケジュールについて

Q. 30年度以降に開設する場合も、これまでの開設の際の申請スケジュールと同様ですか。

A. 今のところ、これまでと同様のスケジュールとする予定です。

##### ③認可定員と利用定員について

Q. 認可定員と利用定員の違いとは何ですか。

A. 設置認可を受ける際に、人員配置や面積基準の観点から受け入れ可能な人数を定めるのが認可定員であり、施設型給付を受けるため、市町に確認を受ける際に設ける定員が利用定員です。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して認定する必要があるため、認可定員が利用定員を下回るようなことがないよう、各市町とよく相談したうえで認可定員を設定してください。

Q. 県に提出する認可申請書の様式では利用定員となっておりますが、これは認可定員と記載しなくてよいのですか。

A. 「認可定員」という呼び方はあくまで通称であり、認定こども園法等では利用定員とされているため、このような記載となっております。

したがって設置認可時に設定する「利用定員」はあくまで「認可定員」であるものをご理解ください。

#### ④施設が新設もしくは改築中の場合について

Q. 申請時に施設が建設中等で未完成の場合、審査はどうなるのですか。

A. 申請時は、計画段階の図面等を提出してください。施設が完成した後、あらためて申請時の計画と相違がないか、実地で確認をさせていただきます。